

## 令和7年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務仕様書

### 1 事業の目的

本県では人口減少に伴う少子化が著しく進行しており、持続可能な人口構造に転換を図ることが最も重要な課題の1つである。「少子化に関する県民意識調査（令和6年度）」において、理想の子どもの数（2.03人）に対して現実的に持ちたい子どもの数（1.71人）は少なく、その理由としては、経済的な理由の次に「仕事と家庭の両立が難しい」（45.7%）ことが指摘されている。

全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、「男性が育児休業を取得するのが当たり前」となる高知県の実現が求められる。県内企業における男性の育児休業取得率の増加（令和9年の目標値は64%）のためには、職場と家庭それぞれの相互理解と協力が不可欠である。

本事業では、県内企業向けの集合型研修及び企業の実情に合わせた企業版両親学級の開催に加え、すべての家庭が安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めるため、令和6年度に開設したInstagramアカウント「るんだぐらむ」を中心に幅広い年齢層に対して広報を実施し、男性の育休取得促進の気運醸成や、子育て支援サービス等の利用を促進する。

### 2 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

### 3 業務の内容

#### （1）男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催

##### ア 集合型研修の開催

職場における「共働き・共育て」についての理解を深め、男性がより育児休業を取得しやすくなるように、若手から管理職までを対象とした研修を実施すること。

（ア）開催は、オフラインでの集合型とすること。

（イ）開催回数は、契約期間中に2回以上とすること。

（ウ）下記aからdについて学べる内容を含むよう努めること。また、ワークショップや意見交換を設けるなど、受講者が自分事として考えられるように工夫すること。

a 男性育休が今なぜ必要なのか、共育ての意義

b 男性育休を促進することの企業側のメリット

c 企業で取り組みを進めるためのポイント

d 男性従業員の育児休業期間中及びその前後の引継ぎ期間における代替要員確保の必要性

（エ）研修模様を配信し、研修後は速やかにアーカイブ動画を公開し閲覧できる状態にすること。また、実況のできる司会者（アナウンサーや地元のタレント等）を起用するなど、視聴意欲が沸くように工夫すること。

（オ）参加費用は、無料とすること。

（カ）受講者企業数は、1回あたり10社以上（受講人数は20名以上）を目指すこと。

（キ）会場整備、オンライン配信機材の設営から撤去まで滞りなく行うこと。

（ク）配信映像は研修開催後、子育て支援課のYouTubeチャンネルで公開することとして、関係者に了解をとること。

（ケ）参加企業情報等の名簿一覧を作成のうえ、申し込み状況を適切に管理すること。

(コ) 研修終了後には、参加者にアンケート調査を実施し、速やかに結果を分析すること。  
なお、アンケート項目は県と協議のうえ決めること。

#### イ 企業版両親学級の開催

これから子どもが生まれる従業員（育休中の従業員も含む）とその配偶者らを主な対象とした、県内企業での「企業版両親学級」を開催すること。

#### ※「企業版両親学級」とは

従業員とその配偶者を対象に、企業が開催する両親学級のことです。

夫婦で育児に取り組むために、育児休業の取得の必要性や働き方、家庭内での役割分担など、仕事と家庭の両立のための知識を学び、考えるきっかけとします。また、企業にとっては、従業員が積極的に育児休業を取ることができるよう、職場全体で仕事のやり方や仕事の配分を見直す機会ともなります。

(ア) 開催企業数は、県内企業 10 社以上とすること。なお、グループ会社等の場合は、複数社でまとまって開催することも可能とする。

(イ) 主な受講対象者は、下記 a または b のいずれかを含むよう努め、それに加えて、対象従業員の同僚や上司、人事・総務関係の職員とする。少数（1 社あたり 6 名程度から）の申し込みが可能とすること。

a 配偶者が出産予定（現在育休中）の従業員とそこご家族

b 出産予定（現在育休中）の従業員とそこご家族

※ご家族と職場との相互理解につなげるために、可能な限り同僚や上司、人事担当者も一緒に受講いただくよう開催企業側と調整すること。

(ウ) 参加費用は、無料とすること。

(エ) 開催場所は、企業の会議室や、貸し会議室等、開催先企業と調整すること。なお、有料の会場を使用する場合は、開催先企業に金銭的な負担が生じないようにすること。

(オ) 必要に応じて、研修会当日に託児を設けること。

(カ) 開催日及び時間は、申し込みを受け付けた後、企業側と個別に調整すること。

(キ) 内容は、受講対象者や企業側のニーズに応じて調整すること。なお、開催企業が抱えている課題や今後のビジョンなどをヒアリングし、講師は、企業及び受講対象者の事情を理解したうえで実施すること。

(ク) 開催日当日には、受託事業者の担当者が 1 名以上同席し、円滑に実施できるように進行すること。

(ケ) 参加企業情報等の名簿一覧を作成のうえ、申し込み状況を適切に管理すること。

(コ) 開催後は、参加者にアンケート調査を実施し、速やかに結果を分析すること。

なお、アンケート項目は県と協議のうえ決めること。

(サ) 実施後速やかに、当日の開催模様を書面にて子育て支援課に報告すること。

#### ウ 周知及び募集

上記「(1) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催」について、県内企業から幅広く参加を募るため、積極的に周知を実施すること。周知にあたっては、共育ての意義や企業版両親学級の意図が伝わる内容を心がけるとともに、県が実施する「男性育児休業取得促進事業費補助金」についても併せて記載すること。

※男性育児休業取得促進事業費補助金

男性労働者の育児休業に係る業務の引継ぎのための代替要員の確保(派遣を含む)を支援するもの。

- ・補助対象期間は、育児休業期間の前後の引継ぎ等のための雇用期間(最大2か月)
- ・連続する1か月以上の育児休業に係る引継ぎ期間が対象
- ・育児休業取得者 A の業務を B が代替し、B の業務代替者として新たに C を確保した場合(いわゆる「玉突き」)も補助対象

令和7度においては、当委託事業の「集合型研修」または「企業版両親学級」のいずれかの受講を補助金受給における必須要件としているため、両事業の相乗効果が図れる周知を行うこと。

補助金詳細は子育て支援課ホームページに掲載



また、「イ 企業版両親学級の開催」後は、今後の県内企業における気運醸成にも繋がるように、開催報告の周知を広く実施すること。

- (ア) 県内メディアにより広く周知し、参加企業を県内から幅広く募集すること。
- (イ) 企業の研修参加意欲につながるような動機付けについて工夫すること。
- (ウ) イ 企業版両親学級の開催にあたっては、男性の育児休業取得促進に課題感のある企業や共育て支援に関心のある企業の掘り起こしを行い、積極的なアプローチを行うこと。また、その方法についても提案すること。
- (エ) 研修のプログラム内容や講師のプロフィール等を掲載したオンラインページを作成のうえ、オンラインから申し込みできるようにすること。
- (オ) A 4 カラーでチラシを作成すること (3,000 枚×2種類以上)。その際、県が実施する「男性育児休業取得促進事業費補助金」についても併せて記載すること。また、データ作成後は速やかに PDF データ形式及びAi データ形式にて子育て支援課に提出すること。
- (カ) 企業版両親学級の開催が今後、県内企業等に浸透するよう、その意義を広く周知することと併せ、「イ 企業版両親学級の開催」に参加した企業についてもメディアによる周知を図ること。

(2) Instagram を用いた情報の配信

Instagram アカウント「るんだぐらむ」を用いて、簡単で分かりやすい動画を年間2本以上及び記事を年間20本以上を作成し、掲載すること。動画及び記事内容は、下記(ア)のテーマを含めて提案すること。投稿にあたっては、「るんだ」を統一コンセプトとすること。動画については、15秒以内で縦型のリール動画を想定している。

(ア) 共育てや育休中の父親の家事・育児参画に関すること

県が令和6年度に実施した県民意識調査では、家事・育児にかかる時間は男性より女性の割合が高い傾向がある。育休期間中からの父親の積極的な家事・育児参画を促し、共育ての推進を図るため、育休取得及び育休中の過ごし方を具体的にイメージできる先輩

パパ・ママの体験談の紹介や男性の家事参画促進のための共働き夫婦の家事分担の事例紹介等の情報を幅広く配信する。

(イ) 継続して閲覧されるよう、年間の広報計画を示すこと。

(ウ) より多くの方に情報が届くよう、Instagram のフォロワーを令和 8 年 3 月までに 2,000 人以上獲得できるよう周知すること。目標数を達成した場合でも、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

### (3) その他

(ア) 上記(1)及び(2)の事業を実施するうえで必要となる連絡調整や配布資料の準備等に係る業務を滞りなく実施すること。

(イ) 万が一、トラブルが発生した場合等においては、弁護士等に相談のうえ解決を図ること。

(ウ) チラシ等の広報物について、子育て支援課の了解を得たうえで周知すること。また、著作権については高知県に帰属するものとする。

(エ) 軽微な変更については県と協議することによって変更可能とする。

(オ) その他の条件は、委託業務企画提案書の内容及び甲乙の協議により定めた事項に基づくものとする。

## 4 留意事項

(1) 当該業務で知り得た企業や個人に関する情報の管理について、紛失や漏洩等が発生しないよう、取り扱いに十分に注意すること。

(2) 業務遂行にあたっては、「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 成果物は、発注者において自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。

(4) 成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(5) 本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

(6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 5 業務報告

子育て支援課と業務に関する打ち合わせを実施した場合には、協議内容の詳細について、1 週間以内に書面で提出すること。

## 6 成果品

(1) 実施報告書（製本 1 部）

(ア) 事業概要

(イ) 研修内容の詳細（企業版両親学級は開催企業毎に詳細を記載すること）

(ウ) アンケート結果（集計と分析）

(エ) 広報物デザイン

(オ) その他、提案により完成した成果物及び子育て支援課が指示するもの

(2) 実施報告書のデータを記録した CD-R（2 枚）

ア コンテンツ作成のために使用した画像・動画一式

(ア) チラシデータ等はPDF及びaiの2種類を記録すること。

(イ) デザインデータは、AIバージョン10以上、RGB形式、アウトラインあり・なし両方を提供すること。

イ 動画データがある場合には、別途CD-Rに記録して提出すること。

## 7 納入期限等

(1) 納入期限 令和8年3月31日(火)

(2) 納入場所 高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課(高知市丸ノ内1-2-20)

## 8 その他

本仕様書に明示無き事項や業務上の疑義が生じた場合には、両者協議のうえ業務を進めること。